

吉野川市告示第117号

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第69条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を本人に提供するので、その旨告示する。

令和8年10月2日

吉野川市長 原 井 敬

1 提供する保有個人情報の内容

令和8年度吉野川市職員採用試験第1次試験における得点及び総合順位

2 提供する期間

令和8年10月2日から同年11月1日まで

3 提供する場所

吉野川市総務部総務課

4 提供の方法等

- (1) 保有個人情報の提供を受けることができる者は、令和8年度吉野川市職員採用試験第1次試験において不合格となった者（本人に限る。）とする。
- (2) 保有個人情報の提供を受けようとする者は、市長にその旨を申し出なければならない。この場合において、本人確認書類（当該申出者の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カードその他の該当申出者が本人であることを確認するに足りるものとして市長が認めるものをいう。）を提示しなければならない。
- (3) 保有個人情報の提供は、書類の閲覧により行うものとする。